

大口町不燃物集積場整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第1項の規定に基づいて行われる大口町内の不燃物の分別収集を円滑に推進し、地域住民の環境衛生の向上を図るため、区において施行する不燃物集積場の整備事業に対して交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる事業は、1箇所5万円以上の不燃物集積場整備事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、不燃物集積場1箇所当り次の各号に定めるところによる。

- (1) 不燃物集積場の整備事業に3分の2を乗じて得た額とする。
- (2) 前号の規定により算出した額に100円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。
- (3) 補助金の交付限度額は84万円とする。

第4条 補助金の交付を受けようとする区長（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1）に設計書又は見積書、実施計画図書及び位地図を添えて町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定をするものとする。この場合において、町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を附することができる。

(決定の通知)

第6条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金交付決定通知書（様式第2）に

より補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、当該決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、町長の定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の申請はなかったものとみなす。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書(様式第3)に別に定める書類を添えて町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 町長は、補助事業実績報告書を受領したときは、報告書等の書類の審査及び完了検査を行い、補助金交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第4)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときはただちに請求書(様式第5)を町長に提出し補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 町長は、補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 提出された書類に虚偽の事項を記載し又は不正があったとき。

(2) 町長の指示に従わず、必要書類の提出を拒んだとき。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月16日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第50号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

補助金交付申請書

大口町長 様

区長

下記のとおり事業を行いたいので、補助金を交付されるよう申請します。

記

1. 事業名

不燃物集積場整備事業（大口町 地内）

2. 補助事業の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第4項の規定に基づく、不燃物の分別収集業務を円滑に推進し、地域住民の環境衛生の向上を図ることを目的とする。

3. 実施予定額

金 円

4. 添付書類

設計書、見積書、実施計画図書、位地図

様式第2（第6条関係）

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

区長 様

大口町長 印

年 月 日申請のあった補助金については、下記条件を付して、
次のとおり補助金を交付することに決定しました。

記

1. 事業名

不燃物集積場整備事業（大口町 地内）

2. 事業費

補助対象事業費 金 円

3. 補助金交付決定額

金 円

補助条件

- (1) 本経費が目的外に使用されたとき及び残額を生じたときは、返納するものとする。
- (1) 補助事業の実施については、不燃物集積場整備事業補助金交付要綱の定めるところによる。
- (1) 本事業の完了期限は、年 月 日とする。

様式第3 (第8条関係)

補助事業実績報告書

年 月 日

大口町長 様

区長

年 月 日付 第 号をもって補助金交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

1. 事業名

不燃物集積場整備事業 (大口町 地内)

2. 事業費

実施事業費 金 円

補助対象事業費 金 円

3. 補助金交付決定額

金 円

4. 補助事業の実施期間

年 月 日から

年 月 日まで 日間

5. 補助事業の成果

(注) 補助事業の成果については、必要に応じその詳細を明らかにする書類を添付すること

様式第4 (第9条関係)

補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長

年 月 日をもって提出されました下記事業の実績報告書に基づき、
年 月 日付 第 号をもって交付決定通知をした補助金の額を次のとおり決定しました。

記

1 事業名

不燃物集積場整備事業 (大口町 地内)

2 補助金確定額

実施事業費	交付決定通知額 (A)	確定額 (B)	差引控除額 (A)-(B)	備考
円	円	円	円	

様式第5 (第10条関係)

請 求 書

年 月 日

大口町長 様

区長

下記のとおり請求します。

記

金 額								円
-----	--	--	--	--	--	--	--	---

ただし、 年度不燃物集積場整備事業補助金

(大口町 地内)

支払方法

口座 振替	農協	
	銀行 支店	
	預金の種類 (該当に○印)	普通・当座
	口座番号	
	口座名義人	